

彦根市行政評価委員会 会議録要旨

第7回 彦根市行政評価委員会		
日時	平成24年11月27日(火) 午後1時30分～午後3時30分	
場所	彦根市役所本庁舎 32会議室	
出席者	委員	別紙のとおり
	市職員	都市建設部次長、産業部次長、市街地整備課長、建設管理課長、都市計画課長、建築指導課長、住宅管理室長、道路河川課職員、市街地整備課職員、都市計画課職員、住宅管理室職員、企画課(事務局)
欠席委員	西川委員、真鍋委員、森委員	

[開会]

[委員会の成立について]

委員8人中5人が出席。過半数の出席があったため、彦根市行政評価委員会設置要綱第6条第3項の規定により会議は成立。

[資料の説明]

事務局より本日の資料の説明

[施策の評価]

[131 道路の整備]

○委員長

それでは、評価対象の施策一覧表にあります今回の施策評価対象になっております「131 道路の整備」について評価を行っていきたいと思います。施策の担当部署より簡潔にご説明をお願いいたします。

○都市建設部次長

それでは、「道路の整備」についての概要についてご説明申し上げます。

初めに、現状及び目指す成果についてでございます。

彦根市道の幹線道路の整備につきましては、彦根市道路整備プログラムに基づきまして順次、整備を図っているところでございます。また、県、国の道路事業につきましては、確実に財源を確保し、計画的な事業促進を図っていただくよう、毎年要望提言等を行っています。道路の維持管理につきましては、限られた予算の中で増大する市民からの要望に迅速かつ効果的に対応する必要があるとございます。また、除雪対策につきましては、10cm以上の積雪に主要な幹線道路で実施しております。なお、生活道路につきましては、地域の住民の協力を求めており、広報等を通じて啓発を図っているところでございます。

このような道路の整備や適正な維持管理を行うことにより、市民の安全で円滑な移動を確保し、環境及び防災等、良好な都市空間の形成を目指すものでございます。

平成23年度の主な事業の取り組みについてでございます。

幹線道路の整備につきましては、県道三津屋野口線の新神戸電機の東側から北側への、彦根口川瀬馬場線の整備を平成23年度に完了しています。稲枝駅舎開設に伴う西口のアクセス道路となる芹橋彦富線及び稲部本庄線の用地買収を進めています。また、大藪ニュータウンの西側の琵琶湖側で、大藪磯線道路改良事業を実施しており、その南側の大藪日夏線と一級河川の野瀬川の交差部分の橋梁整備の測量設計を実施しております。

また、都市計画道路として、佐和山小学校前から県道彦根近江八幡線の大東町南交差点までの彦根駅大藪線及び護国神社前交差点から同じく彦根近江八幡線の立花交差点までの立花船町線の用地買収及び物件の移転を順次進めているところでございます。

次に、道路の適切な維持管理につきましては、市道等を常に良好に保つため、道路パトロールを毎日行うとともに、道路の舗装や側溝、道路土留めの改修・修繕等を行っています。本施策は、総合的な交通体系の確立という重要な施策であり、地域の皆様の理解と協力を得て、継続的に取り組む所存でございます。

○委員長

それでは、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願いをいたします。

○副委員長

すいません。ちょっと素人でわかりませんので、初歩的なことをお尋ねしたいんですけど、事務事業評価表に、基礎的データというのがありますよね。その図の中段の右に、1. 全体買収面積。で、AとかNとかLとかありますけども、わかりやすいように、説明をしていただけませんか。何のことやらさっぱり私、わかりませんので。

○都市建設部次長

全体の買収面積というのは、先ほど申しあげました護国神社前からずっと南の方の県道までの間を460mを拡幅整備するということで、それに伴う用地買収面積並びにこれに伴う物件移転の必要な件数、77件、それと道路延長が460mというような記述でございます。

○委員

6番の質問をさせていただいたんですが、財政難の中、色々な事業の進捗率を上げることが大変難しいと思われるんですけども、回答の、「修繕工事等には多額の費用が必要ですが、社会資本整備総合交付金を活用し、事業の進捗を図ってまいります」と出ているんですけども、これは、毎年、この交付金が利用できるものなんでしょうか。

○都市建設部次長

橋りょうの長寿命化計画というのを現在策定しています。それで、基本的には維持管理にはなかなか補助金は難しいというのは今まででしたが、道路の重要構造物、橋りょう等につきましては、長寿命化計画を作成していれば、将来的に補助対象、社会資本整備総合交付金ですけども、対象になると聞いていますので、それで現在、調査などを行っている最中でございます。制度的に、その制度を継続していただくよう、要望等も行っております。

○委員長

よろしいですか。はい。それでは、ないようでございますので、131道路の整備について、委員会の評価を決めたいと思います。事前に、評価につきましては、提出していただいておりますけども、変更等ございましたら申し出をいただきたいと思います。変更ございませんか。よろしいですか。

[131道路の整備の評価]

事前評価からの変更なし。

有効性 16.8 必要性 16.8 妥当性 15.6 効率性 15.0

[131道路の整備の総括評価]

後日事務局で案を作成。

[施策の評価]

[112 市街地の整備]

○委員長

では、続きまして、112 市街地の整備につきまして、簡潔にご説明をお願いします。

○都市建設部次長

続きまして、市街地の整備の概要についてご説明申し上げます。現状及び目指す成果についてでございます。

本市におきましても、郊外の宅地開発等により、中心市街地の空洞化が進んでいる中、夢京橋キャッスルロードや、隣接する四番町スクエアの整備により、にぎわいを取り戻しつつあり、今後、地域の特性を生かし、歴史まちづくり計画など、新たな手法で取り組んでいく必要がございます。本市の東の玄関口でございます彦根駅東口につきましては、湖東地域の中核都市にふさわしい多様な都市サービス機能を提供するため、彦根駅東地区区画事業の早期完了が求められているところでございます。

鉄道駅は、重要な交通接続点であり、利便性の向上が求められるとともに、少子高齢化に伴い、駅周辺地域に求められる機能も多様化しているところでございます。市内 J R 各駅周辺のうち、稲枝駅周辺は、都市基盤整備が未整備であり、今後、都市機能を形成すべく、周辺土地の整備を図る必要がございます。地域の特性を生かしながら、快適で質の高い都市型空間の形成を目指すものでございます。

平成 23 年度における主要な事業の取り組みについてでございます。彦根駅東地区につきましては、計画的な基盤整備を行い、湖東圏域の新たな玄関口にふさわしい、個性的で魅力あるまちづくりを進めています。道路整備や宅地造成工事を実施するとともに、工事に支障となる建物等の移転を実施しました。稲枝駅周辺につきましては、湖東圏域南部の玄関口として、東西連絡通路、東西駅前広場、駅へのアクセス道路の都市計画決定を行い、また地元、稲枝駅改築整備促進期成同盟会とともに、事業の広報活動を行っています。

本施策は、計画的な土地利用というような施策であり、地域の方々の協力を得て、継続的に取り組む所存でございます。

○委員長

それでは、ご意見、ご質問等ございましたら、ご自由をお願いします。

○副委員長

稲枝駅の周辺の整備のことですけれども、完成は 28 年度ですか。

○市街地整備課長

駅舎そのものは 27 年度中に供用開始をお願いしたいということで、JR 西日本と協議を進めており、その予定をしています。

○副委員長

それに伴う、周りの道路なんかも。

○市街地整備課長

たとえば駅前広場や、新たに広場に接続する道路も計画していますが、駅舎が供用開始と同時にすべてが整備できるかと言いますと、事業費的なものもありますが、地権者の方との関係もありますので、駅舎改築より遅れる見込みが強いかと思えます。

○委員

4 番を質問させていただいたんですけども、このような都市のサービス機能に対してのイメージを込められていらっしゃるんですけども、現状としては昨今の厳しい経済状況から実現できてない状況のようなんですけども、呼びかけはこのイメージに合った大型店舗とか、色々な人やものや情報の交流拠点になる施設ができるようなところに呼びかけをされてるんですか。

○市街地整備課長

実はこれは、平成 14 年に一度させていただいております。当初の事業目的がこういう「職・住・遊・学」という機能が発揮できるまちづくりということで 14 年度にプロポーザルとして、事業提案募集を実施しています。その中で、駅前に大きな土地をつくり、商業施設をはりつけて、高層マンションをとというような計画もございましたが、結果的に、その事業者から色々と提案をいただきましたが、社会情勢等によって実現に至りませんでした。今、現状では、駅前の方に家電のお店、その隣にホテルが立地していて、その間に大きな空間地ができています。そこに高層マンションを建てるという予定でございましたが、前の土地をお持ちの方から、所有権が移転されました。新たにその計画を引き継いで、マンションにあわせて商業的な施設も入れたようなビルも計画したいという話はいただいておりますが、情勢的に今はもう少し計画を見合わせたいということです。地権者の方に対しては、そういうようなものを建ててほしいということは、お願いしておりますが、駅前の土地そのものが、彦根市が管理する土地じゃなくて、それぞれの地権者の方が持たれる土地ですので、土地活用をお願いしますという程度までは言えますけれど、それ以上のことは説得できてない状態ではございます。

○委員

総括評価に書かせていただいたんですけれど、社会情勢も随分、混沌として、先行きが余り、前向きに見られるような状況でもないし、技術的には進歩の程度は早いですけれども、色々なところにそんなに余裕があるような状況に見えないので、27年度に向けての事業計画ではあるでしょうけど、社会情勢にあわせながらその都度、その都度、臨機応変に最善策を、計画をというか、会議でもって、皆さんで話し合っただけでいいなと思います。

○市街地整備課長

事業は、平成10年から始まって、25年で終わる予定でしたが、さらに今、延ばそうとしています。区画整理事業というのは、例えば、今、駅前広場が開けていますけれど、そのためには、移転いただいて、よそのところへ土地をお渡ししなければいけない。しかしまだよその土地をお渡ししていない方もおられます。ということで、事業をできるだけ早く終わって、その土地を返さなければいけないという仕組みになっています、25年度という目標で来ましたが、現実的にはその事業が遅れています。地権者のことを考えたならば、できるだけ早く終わらなければならない。これは、土地活用とはちょっと別のこととなりますが、そういうような仕組みになっているということだけ申し添えておきます。

○委員

いずれにしても、27年とか25年の枠で考えておられる事業であったとしても、臨機応変に、やっぱり社会に対応して、速やかに活動できるようにしていただけるとありがたいと思いますね。

○副委員長

一つ、お願いをしておきたいんですけども、近江鉄道の彦根口の駅のところの踏み切りも、あそこ、大きな事故が起こってもひとつも不思議はないんですけど、一向に、30年前から変わっておりませんでして、私もちょっとあそこを通るときがあるんですけど、たとえば、翔陽高校の学生、生徒だけでも、たとえば、北口の方へ逃がして、直接学校へ入れさすとか、もちろん、彦根市だけではできないことでしょうけど、道路がどこの関係か、私も存じませんので、あれなんですけれども、今、合併の話もありますし、生徒が早急に増えるわけですね。それが決定したら。例えば、その翔陽の高校生だけでもこっちの北口の方から直接学校へ入れさすとか、そういう案を早急には多分、無理でしょうけど、何年か計画で、ぜひとも検討をいただきたいなと思います。その辺の話は全然、出てないで

すか。

○都市建設部次長

今、お話の神宮踏切の話ですけど、実際に、我々の道路管理者から見ても非常に危険だということで、今から 10 年ぐらい前ですかね。踏切を除却し、立体交差ができないかという検討はしたことがあります。当時、西野蚊帳工場があり、まだ今みたいに開発できてない時代でしたけど、その計画は、100 億円を超えるような事業になるということで、最終的に、立体交差が非常に現時点では難しい。そういうような判断でした。そのかわりに、ある程度、交通の分散をやっていこうということで、パナソニック電工前の道路を改修してきました、あれもずっと南に行くと、南彦根駅から犬上川に出られるような形で整備しました。

今、岡町で、とまっているんですけど、計画的には都市計画道路の計画線があり、最終的には佐和山小学校まで抜けるような計画が入っているということで、将来的には、周りの道路を改良することによって、踏切自体の交通量を減らしていこうというのが、今まで考えてきた事業計画です。

今回、高校再編というような話の中で、新たに検討すべき問題があれば、また、どういう形であるかもわかりませんが、検討は必要と思いますが、ただ、あの踏切自体を立体化することは、今でもなかなか難しい状況にあるかとは思いますが、ただ、今後、検討の材料にはなると思っています。

○委員

JRのところは、信号とJRのラインの時刻表とは、併用できないんですか。あそこは、一つ間違えたら、僕はいつ大きな事故が起きても不思議はないと思ってるぐらいです。岡町の方から向こうへ左へ曲がって抜け出すところ。

○都市建設部次長

それなら、過去から提案をいただいています。踏切内に信号をつけたらどうだとか。色々な形のご要望とか意見も聞いて、公安委員会、警察とも協議をしていますが、現実的にはなかなか、逆に危険なので、何とか事故が、意外と起こらないというような意見もありますが、放置しているのは、いいとは思っていませんが。現在のところは、そういうような状況です。

○委員長

それでは委員会としての評価を決めたいと思います。事前にいただいております評価に

つきまして、変更等ございましたら申し出をお願いします。ございませんか。じゃあないようでございますので、集計表のとおりと決定をさせていただきます。ありがとうございました。

[112 市街地の整備の評価]

事前評価からの変更なし。

有効性 16.8 必要性 16.2 妥当性 14.3 効率性 15.6

[112 市街地の整備の総括評価]

後日事務局で案を作成。

[施策の評価]

[111 適切な土地利用の推進]

○委員長

それでは、111 適切な土地利用の推進につきまして、簡潔な説明をお願いします。

○都市建設部次長

まず最初に、現状と目指す成果についてでございます。

彦根市の市街化区域である鳥居本地区及び野田山、大堀、高宮地区においては、工業系の大型空地がいまだ存在していることから、適切な土地利用を誘導する必要があります。また、都市計画マスタープランに基づき、大規模な土地利用の転換が進む地区については、用途地域の見直しを図る必要があります。環境や景観に配慮した土地利用を図るために、建築物の高さの制限の設定や地域特性に沿った地区計画の策定など新たな都市計画の決定を検討する必要があります。また、地籍調査につきましては、登記所に備えつけられた記録等は、明治時代に作成されたものも多く、土地の実態と必ずしも一致しているわけではございません。正確に把握することができない状況にあり、計画的で効率的な土地利用を推進するため、地籍調査により正確に把握する必要があります。このように、市民ニーズを踏まえた適切な土地利用を図ることにより、町の活性化を目指すものでございます。

次に、平成23年度における主な事業の取り組みについてでございます。土地利用計画の策定として、稲枝駅周辺整備に伴う都市計画道路3路線の計画決定を行うため、土地計画

審議会を開催したところでございます。また、都市計画に位置づける3地区の地区計画について、地元自治会と共同して素案を作成し、計画決定への準備を行っています。また、長年にわたり、未着手である都市計画道路について、平成24年度から見直し検討業務に入るため、検討委員の選出等、準備作業を行っております。

土地利用の誘導については、民間開発について用途に適合するよう指導しており、一部の地域で用途見直しの検討を始めています。地籍調査の推進としましては、平成23年度から、本事業のモデル地区として、賀田山町茂賀地区で着手したところでございます。3年間の事業完了の予定で、平成23年度は基準点の設置や測量を行い、調査素図を作成しております。

○委員長

それでは、ご意見、ご質問等ございましたら、ご自由にお願ひします。どうぞ。

○委員

事前にも質問させていただいたんですけれども、回答の方で、今後の企業立地の受け皿として用意しておくことも必要でありますという回答をいただいているんですけれども、昨今の社会情勢を見ていると、中国とか韓国の猛追もあって日本の企業が随分、今、大変な状況にあるような気がしますし、ヨーロッパの経済なんか見ても、果たして、工業だけを受け皿として考えていくのが適切かどうか、ちょっと総括のほうにも書かせていただいたんですけれども、少し柔軟性が必要なのではないかなと思っておりますが、その点はいかがででしょうか。

○都市計画課長

今のご質問についての回答ですけれども、確かに回答では、今後の企業立地の受け皿として工業系の要素は確保しておくという回答をさせていただいておりますけれども、必ずしも全く工業系の用地の問い合わせがないという状態ではありません。ただ、見合う土地があるかどうかということで、企業側から問い合わせがあっても、なかなか立地は実現していないということを担当部署の方からは聞いています。ですから、いざというときのために、工業系の用途は、今の都市計画上は、計画の真ん中のところは住居系とか、商業系を張り付かせまして、その周辺部に工業系の用途を張り付けているという中で、確保はしておく必要があるということで、今のところは、用途の見直しというのは考えていません。

ただ、ここに書いていますように、工業地域、工業専用地域というのがあるんですけども、工業地域につきましては、法的には必ずしも工場しかだめという土地ではなくて、か

なり用途は広く緩和されている地域ですので、工業地域でも、余り好ましくはないですけども、要望があれば、申請があれば、住宅系の団地開発等も認めているという現状も現実にはありますので、必ずしも、工業専用の地域という意味ではありません。工業専用地域というのは、工場しか基本的にはだめなんですけども、工業地域と言いますのは、かなり広く、用途は認められていますので。ただ、誘導としては、工場を誘致していくという地域ですので、今としては、そういうことですので、受け皿としては、現状で置かさせていただきたいとは思っています。

○委員

今、おっしゃられた中で、具体的にどういうところの問い合わせがあるのか、聞かせていただけますか。

○産業部次長

今ほど、都市計画課長の方から、何件かの問い合わせがあるとコメントがありました。その辺の、補足の議論かなと思います。23年ですと、24件の問い合わせ。各企業さんからの問い合わせがございます。24年では8月までの数値ですけれども、現在では、7件問い合わせがございます。滋賀県におきまして、このあたりの地域、湖東地域といいますのは、名神とか鉄道とか、そういったもので、地の利がよく、アクセスもよろしいし、そしてよく言われるのが、先日の大震災の関係で、テレビなんかでも、想定被害も出ていましたけれども、本当に、災害が少なく、また災害があっても被害が少ない。そういったことで、結構多くの問い合わせをいただきます。昨年度につきましては、大震災の関係から、こちらへの移転とかいうお話も、震災関係のお話も3、4件含まれていたように思いますし、今、言いましたように、23年度が24件、今年に入ってから7件問い合わせがございます。どのような会社かといいますと、それぞれ色々な会社がございますので、一つ一つ個別の名前は申し上げませんが、数的にはそういった形で案件もございます。また、もう少し、それについては、色々な条件が。たとえば、もう既に倉庫が建つてるとか、そういったところを使いたいとか、そして、色々な条件を示されるのですが、それに見合うところがなかなかなくて、立地には至っていないというのが現状です。ただし、具体的なお話が進んでいく中で、市長みずからも動いてもらいましたけども、成立には至らなかったのが2件ほどありましたし、こういったことも議会答弁で市長自身は申し上げております。市長自身がよく言われるのが、リーマンショック以後の円高でありますとか、そして、経済不況によりまして、なかなか企業立地も進まない。逆に、海外へのシフトが

強まっていく中で、やはり、今までの立地されている企業さんに居ていただきたいとか、そしてそういったものにシフトしていくのではないかなとはよく言っておられるんですけども、やはり、来たいというところがあれば、産業部であったり、企画振興部であったり、全力を挙げて、やはり、来てもらえないか、どうしたら来てもらえるのか、そういったところの協議、また協力もさせていただいているということでございますし、市長自身も、企業誘致を決してあきらめていると、そういったものではないと。いうことも申し上げておられますし、具体的な話があれば、やはりそういった企業にきていただきたいといううなことは感じております。

○委員

ありがとうございます。もうちょっと聞かせていただきたいんですけども、第3エネルギーみたいなところで立地を条件に挙げているようなところはないですか。第3エネルギーみたいな形で。あるいは、大学とか、会社でもそうですけども、研究開発みたいな形で立地をというところも挙がってきてはいるんでしょうが、そういうのも全くないですか。

○都市計画課長

どちらか言いますと、製造業的なところがやはり多いです、そうですね。研究施設としてというのはなかったかと思えます。第3エネルギーは太陽光パネルのソーラー発電とか、風力発電の関係かとは思いますが、場所を特定という意味ではないですけども、都市計画の方では、開発とかそういう窓口もしていますので、問い合わせは確かにここ数カ月の間はかなり色々あります。ただ、具体的にどこでやりたいとかいうのはまだないですけども、こういう場合はどういう手続が要るのかとか、そういう問い合わせは何件かは聞いております。

○委員

そういう方が願いますという場合は、別に土地を使わせてもらってもいいということなんですか。全くだめですか。

○都市計画課長

もちろん、工業系の用地で、第3エネルギーの施設とか立地していただければ、当然、それが理想ではあるんですけども、どちらかというと手続的にどういうものが要るのかとか、そういう問い合わせが多くて、まだ、場所としては、工業系の場所はここにあるよという紹介は、そのときに合わせてさせていただくんですけども、具体的にどこに立地したいとか、そういう具体的な話はまだ直接は聞いてないんです。一般的としてどうかとい

う問い合わせは最近はよく聞くようになりました。

○委員

それ、PRも是非していただきたいなと思います。

○副委員長

地籍調査ですけども、賀田山地区ですか、始められたということですけど。これ、一つの集落をするのに何年もかかりますよね。

○建設管理課長

ご存じのように、賀田山町茂賀地区で、昨年度から調査をさせていただいています。まず1年目は、山の頂上にある国の三角点に基づき、現地へ新点を設置する作業です。

2年目になりますと、調査区域の所有者全員の立ち会いのもとに、一筆ごとに土地の境界などの確認を行います。この茂賀地区では、1年で約300筆の確認をします。

境界杭設置後に一筆ごとに地積測量を行わない2年目の調査は完了です。3年目は、その調査、測量結果をまとめ、地籍図原図地籍図簿原案作成をして、閲覧後に国の認証を受け、その成果の写しが登記所に提出されて、完了します。完了まで約3ヵ年必要です。

ただ、区域の所有者全員の立ち会いのもと、境界を同意していただかなくてはならないので、不在地主の方とか、境界で係争があったりすると、調査が効率よくいかなかったとの先例地から聞いておりました。我々としては、効率よく事業を進めるために、事前に、地元に対して推進体制、推進委員会を地元でつくっていただいで、事業がスムーズにいくように、地元の自治会をお願いしているところでございます。今後につきましても、要望をあった中でも、推進体制の整った自治会から事業着手しようと考えています。

○副委員長

わかりました。やっていただけるのは非常にいいですけども、もう何十年ではないですよ。恐らく、これ全部やろうと思ったら100年かかるんですよ。多分、もっとかかる。

○建設管理課長

もっとかかると思います。市が地籍調査に着手するにあたり建設管理課に1係増やして体制をとりますが、さらに推進しようとするれば、予算の確保や、地籍調査担当職員の増員が必要です。ただ、難しいのは、行政が推進体制を整えても、境界が決まらなかったりして、調査がスムーズに行かない場合には、効率が悪いので対象地区の選定には慎重にやっていきたいと考えています。

○副委員長

市内の新しい住宅はきちっと決まっていますけどね、もう農村、山村のところはむちゃくちゃですわ。多分、土地登記も法務局でしてなくて、あそこあいたので要するに使える。江戸から多分、そのころだったんでね。僕、思うけど、もちろん全部、やっていただけるとありがたいんですけど、大変なところだから、たとえば、本当に家を建てる時に必要だとか、利害関係が生じたときにやるぐらいな程度ではだめなんですかね。これは国の方針ですか。やりなさいという。

○建設管理課長

国の方針は、公図を直すことを目的にしております。字限図と言いまして、字は小集落の単位ですが、字の区域内の利害関係者の立会いや同意が必要ですので、利害関係が生じた個々での対応はできません。国も、最低集落単位でやりなさいということ指導しています。

○副委員長

個人からお金をとるわけにはいかないんですか。

○建設管理課長

それは、境界をめぐるトラブルは、法務局の筆界特定制度があります。測量費用の負担が必要です。

○副委員長

僕は、やる必要があるかなと思いますけどね。これもう、大変な。当然、生きてる間にはもう多分、私のところも、申請はされたということは、村の総会で聞いたんですけどね。

○建設管理課長

次の年度からやります。

○副委員長

ついこないだ、近隣で猛烈な土地争いがありまして、法務局行ったら載ってないということで、結局もうなあなあで。ずっと何十年間使ってたという。そんなのは幾らでもあって、いずれ、遅かれ、早かれ、どこかで、白黒きちっとつけなあかんのですけども、大変な事業で。僕、個人の方がどれだけか負担されてもいいかなと思うんですよ。

○建設管理課長

最終的には地権者の同意が原則になりますので、よく勘違いされるのは調査に役所が入りますと、境界が採めているのを役所の方が決めてくれるとの思いがあります。決してそうではなく原則的には地権者の合意ということです。境界が決まらない時は、その区域は

境界未定として、一筆ごとの筆界が明示されずプラス表示として残ります。調査完了後境界を決めるには個人負担で測量等をして決めることとなりますので、地籍調査事業期間の間に解決していただきたいと思っています。地籍調査完了時には、全ての境界が確定した地籍図を法務局へ提出したいものですから、地元の推進体制が重要であることを認識しておりまして、取り組まれる自治会には、ご協力をお願いしたいと思っています。

○副委員長

職員さんに迷惑かかると思いますわ。わかりました。僕はもう、これだけやってくれるのだから、個人負担がたとえ幾らかでも、測量費のうちのどれだけかでもあってもいいのかなと、逆に思いましたので。

○建設管理課長

今年市として初めて事業に着手し、地権者の皆さんへの事前説明会等で、地元の思い等がわかってきました。今後も地籍調査事業について丁寧に説明してまいろうと思います。

○委員長

評価のほうに入りたいと思います。事前に出していただいております評価につきまして、変更等ございましたら、申し出、お願いしたいと思います。どなたか変更ございませんか。よろしいですか。ないようですので、集計表のとおりと決定させていただきます。ありがとうございました。

[111 適切な土地利用の推進の評価]

事前評価からの変更なし。

有効性 16.2 必要性 15.0 妥当性 13.7 効率性 15.6

[111 適切な土地利用の推進の総括評価]

後日事務局で案を作成。

[施策の評価]

[121 景観形成の推進]

○委員長

では続きまして、121 景観形成の推進につきまして、簡潔に御説明をお願いします。

○都市建設部次長

はじめに、現状と目指す成果についてでございます。

本市の景観につきましても、歴史的雰囲気の色濃く残すまち、山並みに包まれたまち、田園風景と一体となったまちなど、特色を持ったまちが集まって景観が形づくられています。平成19年度は、彦根市景観条例や、彦根市景観計画の策定を行い、建築物等の制限事項を定め、良好な景観の形成に努めています。また、周辺の景観を先導している建物等の指定に努めています。調和のとれた景観形成のために、市民、事業者、専門家が自主的に、また相互に協力して取り組めるよう、活動等に対する支援を図っています。市街地の景観は、土地利用の変化や商業活動等の屋外広告物により、良好な景観が阻害されているため、その対応が求められています。市内には、歴史的景観を有する地域が数多く存在していますが、これらの地域は、歴史的建築物と現代建築物が混在しており、歴史的まちなみの風情が感じられなくなっており、その対応が求められています。

各種の景観形成手法により、まとまりや調和をもった良好なまちなみが形成され、地域固有の景観が形成されることを目指します。

平成23年度における主な取り組みにつきましては、景観まちづくりの推進としましては、景観計画区域内における行為の届け出が138件、風致地区内の行為許可申請が24件ございました。また、景観重要建築物の指定を5件、行っており、都市景観審議会の開催もしております。景観まちづくりの支援としましては、景観形成市民団体に対する助成、大規模建築物に対する指導、助言、彦根市景観シンポジウムの共催実施を行っております。

本施策は、都市環境基盤の整備という重要な施策であり、地域の皆様の御理解と協力を得て継続的に取り組む所存でございます。

○委員長

それではご意見、ご質問等ございましたら、ご自由にお願ひします。

○委員

すいません。彦根城内の馬屋の前の角の土地は、あれは個人の建物なんですか。埋れ木の方へ行くとこの角です。左に馬屋がありますよね。

○都市計画課長

個人のです。

○委員

景観まちづくりの支援のところで、景観形成市民団体2団体認定して、2団体に助成を行っているという回答を拝見して、この団体の助成金は幾らぐらいですか。

○都市計画課職員

昨年度の景観形成市民団体に対しましては、1 団体のみに助成させていただいております。補助金としましては、その前年度から継続しての事業になっておりまして、23 年度は2万円の補助、助成という形になっております。

○委員

ちょっとよくわからないんですけども、素人考えで申しわけないんですが、総括評価にも書かせていただいたんですけども、この団体の方に金額、今、助成金を聞かせていただいて、果たしてこれが適切な金額かどうかはちょっとわからないんですけども、団体に、ある程度施策とかシンポジウムとかを任されて、その報告を市のほうに提出をしてもらうというスリム化はできないのでしょうか。

○都市計画課職員

今、助成に関しましては、地元の方では、景観形成を推進していただくためのまちづくり活動をされているものに対して補助をさせていただいております。そのほか事務的な会報とかを出されて、それを地域の方に周知、啓発をされたりという費用等に対して助成をしております。

まちづくり視察に関しましては、昨年度は市の方がバスを用意させていただいて、その地域の方が目指されてるまちの先進事例のところを案内させていただいて、相手のまちの取り組みをされた方と直に交流をしていただいて、自分のまちづくりの参考にしていただくということで、視察をさせていただきました。その視察に対しては、行かれた方の代表者の方であったり、地域の方が、まちづくりの会報をつくられて、それをまた行かれてない方に、こういうまちだった。こういう取り組みをされた。課題はこういうところがあったというのを周知をされて、取り組まれておられます。その結果については、市の補助金の交付に際しては、実績報告という形で、取り組み結果は挙げていただいております。

○委員

団体さんの方にもう少し主体性を持たせてということは、無理なことですか。

○都市計画課職員

地域の方も、色々な団体があります。自治会の中につくられた組織で、引退されて、お年寄りの方が地道にやっておられるところもあれば、ある程度、大学の機関の方が入っていかれて活動をされている団体とか、色々なまちづくりをしておられる団体がありますので、すべての課題に対して100%のものを求めるのはなかなか厳しいところがあります。

ども。地域の方にやっていただきたいというのは、担当者としては思うところではあります。市としては、オブザーバー的な形で、助言をさせていただいてという形で方向性を探っていこうと考えておりますので。

○委員

景観ということで、個人所有の建物がほとんどだと思いますのでなかなか難しいとは思いますが、たとえば、芹町なんかでも、辻番屋ですか。非常に点でしか保存されてなくて、例えば、観光に来た方が、めぐるとなると、回遊性のある保存の仕方になってないような。たとえば、1丁目から2丁目の辻に、せめてこの辻全部保存されていけばなというのは、まさに言われていたように、建て直されていた建物が方々に並んでいて、景観が保存されていないように思うんですけども、あの辺の地権者の方とか、そういう把握されているんでしょうか。要するに、保存したいとどこかの団体が思われたときに、動けるような形になってるのかなと。

○都市計画課職員

芹橋2丁目の方では、地域のまちづくりの細かい組織の中で、芹橋2丁目の特有な「どんつき」であったり、「くいちがい」とかいう、もともと細い路地で構成された町並みで、当然、攻めにくい構造になってる町で、そういう町並みを自分たちが住む町として後世に伝えられる町並みを残せないかということで、色々な検討はされてます。ただ、今、お住まいにされてる方も、実際、高齢になられている方もおられますし、緊急車両はどうするんだとか、そういう課題もあるところですので、すぐに方向性というのはまだ見えてないところではあります。

○委員

世界遺産の登録の検討をされていた際に、町並みも含めた形でということで、お伺いしたこともあるんですけども、何か、動きとして、あるいは方向性として、何かないか。あのまま、がたっと、朽ちていくような、非常に危機感というのがあるんですけども、それに対して、何か、少しでも動きというか、今、言われた以外にはないんでしょうか。

○都市計画課職員

もともと700軒ほどあった足軽組屋敷で、現存しているのが30数件しかない。ただ、それを見ていくだけではまた壊れていくことになるので、私ども都市計画サイドとしては、景観の重要建造物の指定をしていったりして、また文化財サイドでは、指定の文化財にしたりして、保存の対策を進めています。そういう指定された建物については、保全と修理

をされたりということも合わせてやっております、昔からある古い建物はとりあえず保存という形をとりながら、新しく建てられてる建物に関しましては、景観計画の中では、城下町景観形成地域という地域に指定しております、周囲の景観に調和した形、緩やかな形ではあるんですが、城下町を少しでも感じてもらえる景観という意味で基準を定めて、建てかえのときには行為の届け出をしていただいて、助言指導させていただいているので、保存と調和をするようにして、修景と調和させながら進めていくようにしております。

○委員

現状と課題のところ。屋外の広告物で景観が阻害されているという文言がありますけれども、どういう内容が例としてあるのかということと、それに対する独自の基準の検討というのは、もう少し。ここにも回答がありますけど、もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

○都市計画課職員

町並みの方からしますと、この建物であったり、緑地であったり、そういうものを見せたい空間として位置づけているんですが、どうしてもやはり広告物は、誘客、お客さんを呼びたいがために、その前に広告の表示が出てくるということで、町並みを見せるものと、広告を設置される方は、それを見せたいものを閉鎖するような形で設置されてしまうケースがやはり出てきますので、そこをうまく、全部が全部、広告物がだめということではないので、良好な形に基準を新たに考えて、決めて、基準を定めていきたいと考えています。具体的にというと、まだ検討段階なので、決まってははいませんが、よく非自家用と言うんですが、誘導するような広告物を、全然、違うところの自分の営業されている以外のところに建てられる広告物が、簡単に設置されてしまう物件になるので、そういうものの基準を、検討して、ものの大きさであったり、色合いとかいうものも、基準を新たに考えていこうとは思っております。

○副委員長

具体的に、例えば、今まで、こんなのどう見ても彦根市の景観にあかんで、という市民の声だとか、そんなのがあって、取り外した看板とか広告物はあったんですか。

○都市計画課長

ないですね。ただ、指導の中では、景観との絡みですけども、たとえば、ヤマダ電機の広告物にしても、赤白反転していただいたりとか、そういう中で、奇抜な色を避けていただくとか、そういう指導で、何とか町並みに違和感がないように指導させていただいてい

ます。特に派手だからこれを撤去してくれとか、そういうものはちょっと今のところは。手続をとれてないのは手続をとってくださいという。屋外広告物法に基づく手続ですね。設置の手続がとれてないものは、指導してはいますが。色彩がだめだから外してくれとかいうのは、過去にもあったかわからないんですけども。多分、ないと思いますが。広告物を取りかえる、更新される段階で、町並みに合うような広告にしてくださいとか。大きさを少し小さくしてもらえませんかというお話はさせていただいています。

○委員

京都市なんかは、神社仏閣が多いので、マクドナルドなんかでも、外壁が都市にマッチしたような色合いとか、落ちついた色合いにしてくださいという規定がありますけれども、彦根市はどうなんですか。

○都市計画課職員

京都市の方は独自の屋外広告物の条例を新たに定められて、京都らしさの色を出されている。彦根につきましても、今は滋賀県の条例の基準ではあるんですが、将来的には彦根らしさの広告物の基準をつくっていきたいということで、検討を進めている段階です。

○委員

彦根駅東の方の開発がこれからどんどんされていくと思いますし、ある程度基準を決めておかないと、佐和山城も近くにあるし、彦根城の周辺だけじゃなくて、ここに書かれているように歴史的建造物と現代建築物が混在し、歴史的町並みの風情が感じられなくなっているということをおっしゃっているので、規定をつくってしまわないと、できてからこの色合いにしてくださいということはなかなかできないと思いますので、そういうところも考えられることは。もしないのであれば。

○都市計画課職員

駅東の方の地区につきましては、都市計画でいう別の地区計画という網がかかっておりまして、その中の基準として屋外広告物の基準も厚くし、県の基準を、きつくした形の基準も定めてられておられますので、町並みとしての広告物は、また独自の形はつくられています。

○委員

失敗はないんですか。

○都市計画課職員

そうですね。最終的には今、言われています、ここにも書いています、ガイドラインは

さっきも言ったように調整中ということで、ただ、彦根市全域、すべて、ある程度特化したエリアで、お城の周りであるとか、景観のエリアの基準と組み合わせて検討していきたいので、色々な市の情報を調査したり、そういう形で考えているという最中です。

○委員

ちょっと私も先ほど聞いて、わかったような、わからなかったの、ちょっと。というのは、今も、独自のというのが、どこまで。さっき、京都のようなのを将来的にとおっしゃった。将来というのは、ここでのことなのか、今、検討中なのか、もっと先のことをおっしゃっているのか。どっちかなという。

○都市計画課職員

検討中ではあります。

○委員

今、現在、検討中で、色を含めた町並みという基準をつくられる。それが彦根らしさ。

○都市計画課職員

基本は景観計画で、地区を分けておりますので、その地区に合った広告物を誘導したいということで基準を考えております。

○副委員長

難しいですね。たとえば、田舎なんかで、今のイルミネーションとかつけてると、防犯にもなるし、きれいだなと思うけど、例えば、町の中で、信号の近くで、イルミネーションつけているところでも、彦根市内でもありますよね。どうかなと思いながら僕も走っているんですけど。最近公民館とか、そういうところではやられてますけどね。それも、チカチカやなしに、もっと動くイルミネーションありますからね。だーっと、常時、電流が流れてて色が変わる。結構、けばけばしいのをつけておられるところもありますしね。

○都市計画課長

基本的には、広告物ということで、商業活動に伴う、電工式の看板であるとか、そういうものは、ある程度、規制をガイドラインの中でかけていきたいと思っています。今、言われたような、個人のやられているものまでは、ちょっと考えてはないんですけど。

○委員長

私から基本的なことを質問させていただきますが、7番目の方が質問されていますけれども、その中で、景観形成市民団体の認定と書いていますけれども、認定基準はどういう、具体的なことと、それから、2団体認定していますが、1団体は助成金を受けてらっしゃ

らない。じゃあ、その理由は何なのかということをと教えていただければと思います。

○都市計画課職員

認定の基準は、市が考えています景観に対しまして、積極的に推進をしていただける団体である、地域の方の合意形成が、その団体に対して凶られているということが認定の一つの基準になっています。団体の方ですけれども、一つは、平田川に桜を植樹されている団体がありまして、その団体と、もう1団体は、本町2丁目のところで、まちづくり活動をされてるこの2団体を指定させていただいております。

○委員長

片一方が助成を受けていらっしやらないのはどういうことですか。

○都市計画課職員

過去には助成を受けておられて、その期間が終わっておりまして、23年度はもう補助としてはもう終わって、桜を植えられている団体に関しましては、以前、補助金を受けられて、補助期間が終了した団体になりますので。

○都市計画課長

2年間という期間が設けられていますので、それを過ぎれば、継続して活動されていたとしても、2年間で打ち切らせていただいています。

○委員長

そうすると、例えば、止めてしまう可能性もあるわけですね。2年間しか助成が出なければ、もうその段階で活動を停止するという可能性もあるよと。

○都市計画課長

停止ではないですけど、市も設立時のお金と、2年間の活動費につきましては、補助させていただくということで、確かに言われてますように、途中で、もし継続してやられるということでしたら、そこで一旦は切れるということは、確かにあります。

○副委員長

平田川を、車両通行止めに申請するというのが出ていませんか。今回、言っていたんですけれども。あそこは歩行者だけにすべきだと。狭い。向こうあるでしょ。南側の。狭い道ですけど、もう多分、車も通っていますけれど、良いところです。

○都市建設部次長

平田川の左岸は市道になっています。

○副委員長

車が通っています。せめて花の咲く時期だけでも。あそこは、桜の木、種類たくさん多いので、遅くまで咲いている桜もあります。

○委員長

それでは意見も出尽くしたようでございますので、評価の方に行かせていただきます。事前にいただいております評価につきまして、変更等ございましたら、お願いいたします。変更ございませんか。では、ないようでございますので、集計表のとおりと決定させていただきます。ありがとうございました。

[121 景観形成の推進の評価]

事前評価からの変更なし。

有効性 17.5 必要性 17.5 妥当性 13.7 効率性 15.6

[121 景観形成の推進の総括評価]

後日事務局で案を作成。

[施策の評価]

[123 公園緑地の整備]

○委員長

それでは、次に行かせていただきます。123 公園緑地の整備につきまして、担当部署より簡潔にご説明をお願いいたします。

○都市建設部次長

はじめに、現状及び目指す成果についてでございます。

公園緑地は、地域のコミュニケーションや余暇活動の場として、また身近な自然とのふれあいや世代交流の場として市民の期待は高まりつつあり、快適な都市空間となる都市公園の整備を推進していく必要があります。都市公園はもとより、宅地開発等で設置された開発公園も適切で経済的な管理運営を図っていく必要があります。各公園の規模や設置目的に応じ、常に快適、安全な状態で公園機能が増進されるよう、自治会やNPOにも維持管理への参画を広げていく必要があります。公園緑地は、良好な都市環境を形成し、市民の健康や文化的な都市生活に寄与するものであり、市民に公園緑地の必要性を啓発すること等

が必要となっています。都市公園等の整備と適切な管理運営に取り組むことにより、良好で緑豊かなまちをめざします。

平成23年度における主な事業の取り組みにつきましては、都市公園の整備につきましては、鳥居本公園が平成23年10月に整備が完了しました。また、金亀公園や荒神山公園の老朽化した大型遊具の大規模改修や、旭森公園のトイレの水洗化改修を行っております。管理運営につきましては、金亀公園及び荒神山公園について、引き続き指定管理者による効率的な管理運営を行っています。緑地保全と緑地推進の啓発については、宅地造成や建築時における開発指導と連携して指導しているところでございます。

○委員長

それでは、ご質問、ご意見等ございましたら、ご自由にお問い合わせいたします。

○委員

7、8、9を質問させていただきましたが、管轄がよくわかっていなくて、申しわけないですけれども、庄堺公園はとてつバラやら花菖蒲の展示がよくなされていて、ひこね元気計画21のウォーキングコースにもさせていただいて、市民の皆さんも花を見ながらウォーキングできて、喜んでおられるのですが、野田沼が農林水産課の管理ということを知らなかったんですけれども、曾根沼に続いて、整備をしていただけたらありがたいなということと、それから、曾根沼も県が整備と管理をされているということですが、曾根沼の道路側、駐車場からちょっと奥に行って、外の田んぼの道から回って入りたいときがありましたが、イノシシが入るからといって、柵がされてるんですね。あれもウォーキングにとっても困ってしまうんですが、もしそういう声が県の方に届くのであればお願いしたいなということと、それから、荒神山の公園の山の中にコースがあると思うんですが、あれはどこの管理になるのでしょうか。

○事務局

一部は荒神山自然の家が管理している部分です。

○委員

そうですね。あそこも使えるのに何か、タイヤとかそういう部分も朽ちていたり、階段のところも草ぼうぼうで上がれなかったりしているところもあって、せっかくなつくって市が譲渡されたんでしたね。活用がもっとされないともったいないなと思ってちょっと書かせてもらったので、よろしく申し上げます。

○事務局

荒神山からお答えさせていただきますと、一部予算を持っておりまして、整備は逐次していますが、金額に限り等があり、ウォーキングコースはかなり長いので、全部一斉にということではなかったと思いますけども、徐々に整備はさせていただいております。

○委員

生涯カレッジで荒神山の公園の中の少年の家が炊事場を使って、ここ2年ほど続けてやっているんですけども、車で上がれないので、歩いて色々と様子を周りを見させてもらっても、とても手が入っているように思えなかったので、お願いします。

○都市計画課長

野田沼と曾根沼の話なんですけれども、ご質問が出たときに、確認したんですけども、回答に書かせていただいていますように、野田沼の方につきましては、農林水産課が、土地改良事業の中の修景施設として県が整備されて、それで今、管理を引き継いでいると。そういう施設であるということです。今後の新たな追加整備とかの計画はあるのかと確認したんですけども、今のところ、新たに整備をしていくということはないということです。

ただ、こういう意見が今、行政評価委員会さんの方で出ているということは、農林水産課の方には伝えさせていただきましたので、何か善処策があるのか、そこまで回答が聞けてなかったんですけども、一通りの整備を終えて、県から管理を引き継いでる施設だということは、聞かせていただきました。

○委員

釣りにもよく来られているみたいですし、この間、私も名古屋の方から俳句仲間を連れて近郊に歩かせていただいて、野田沼も泰山木の花が咲くんです。泰山木の花が咲くし、ヨシキリもありますので、場所的に本当にいいところだと思うんです。あずまやなんかには行きたいんですけども、そこまでの草がぼうぼうで、あずまやにも立ち寄れないという状況。せっかく、彦根にも色々ないい場所があるのに、外からの人も案内できないようではもったいない資産ですよ。本当、そういうところをできたら、担当が違うのですけれども、お願いしたいなと思います。

○都市計画課長

またすぐに、伝えさせていただきますので、よろしくお願いします。先ほど言い忘れていましたけど、曾根沼の方は、ここにも書いていますように、県が整備されて、現在も管理をされているという公園ですので。県とも交流がありますので、その際に、こういうご意見を持っておられる方がおられるということも合わせてお話させていただきたいと思

ます。

○委員

イノシシが入るから針金でしてあるので、できたら手で出入りができるような入り口、出口みたいなのをこしらえていただくと市民の方のウォーキングも中の公園をいろんなコースで歩けるので、お願いしたいと思います。

○都市計画課職員

話をする機会というのはたくさんありますので、そのときに合わせて協議させていただいて、対策を進めていきたいと思います。

○副委員長

曾根沼は確か、バーベキューができるはずですね。確か。

○都市計画課職員

できません。基本的に公園内に火というのは禁止事項ということになりますので。県の公園ですけれども、曾根沼とか琵琶湖の湖岸ということなので、どうしてもそういうことをされたい方が結構、おられますし、ロケーションもちょうど良い雰囲気になってしまうんです。ただ、基本的には火気禁止なってますので、樹木とか草木に燃え移ると非常に大きな災害になる可能性もありますので、そのあたりをこちらとしても、種々の方がお問い合わせいただいておりますが、お話をさせていただいて注意をしておりますので。

○都市計画課長

自治会で管理されている小規模な公園で、自治会でよく行われる夏祭りやバーベキューじゃないですけど、そういうものは、ある程度自治会活動の中で行われるものという意味で、市としてもやむなしという判断をさせていただいております。

○委員長

それでは委員会としての評価を決めたいと思います。事前にいただいております評価につきまして、変更等ございましたら、お願いします。変更ございませんか。ではないようでございますので、集計表のとおりと決めさせていただきます。ありがとうございました。

[123 公園緑地の整備の評価]

事前評価からの変更なし。

有効性 16.8 必要性 16.8 妥当性 12.5 効率性 14.3

[123 公園緑地の整備の総括評価]

後日事務局で案を作成。

[施策の評価]

[122 住宅対策の推進]

○委員長

それでは、最後になりますが、122 住宅対策の推進につきまして、担当部署より簡潔にご説明をお願いします。

○都市建設部次長

引き続きまして、住宅対策の推進についての概要を御説明申し上げます。はじめに、現状及び目指す成果についてでございます。

「彦根市住宅マスタープラン」に基づき、地域住宅計画及び彦根市公営住宅等長寿命化計画等を策定し、総合的な住宅の整備に努めています。低所得者や高齢・子育て世帯へ今ある住宅を有効活用し、居住水準の向上や快適性や利便性など、市民の多様なニーズに応える必要があります。中心市街地は居住人口の減少と「空家」や「空地」が増加しており、その有効活用や、歴史的建造物が減少する中、その保存を進めていく必要があります。昭和56年の建築基準改正前の建築物は、現行の耐震基準を満たしていない恐れがあり、住宅の耐震化を促進する必要があります。また、市内には4mに満たない狭あい道路が多数あり、救急・消防活動に支障となっており、安全な宅地を形成するため、利用実態に合わせた改善を行う必要があります。

良好な住宅地の確保を図ることで、人に優しい魅力ある住環境の形成とともに、公営住宅等の質の向上を図り、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。また、住宅の耐震性の向上や生活道路の拡幅により、ゆとりある安全で安心な住宅地の形成を目指します。

平成23年度における主な事業の取り組みですが、既存公営住宅等の有効活用として、彦根市公営住宅等長寿命化計画に基づき、予防的な改善工事を中藪団地や芹川団地で実施しております。また、家賃未収金対策として、新たな滞納をふやさない取り組みを継続して実施するとともに、悪質な長期滞納者には、法的措置を講じております。空家再生事業として、「旧鳥居本出張所」の耐震補強等を実施し、「鳥居本宿交流施設」としてリニュー

ーアルオープンをしております。安全で快適な住まいづくりとして市営住宅春日団地等で14戸の下水道接続と合わせ、手すりの設置などを行っています。災害に強い、安全な住宅の形成促進として、木造住宅耐震診断を40戸を行うとともに、耐震改修支援を2戸行っております。

○委員長

それではご質問、ご意見等ございましたら、ご自由にお願ひします。

○委員

耐震診断の件ですけれども、無料診断ということで、計画は200軒立てておられるんですが、実際にご質問させていただいて、実際に対象となるのが7千数百戸ということで、非常に戸数との差があり過ぎて、目標値と、どういうところに効果を求められているのかちょっとわからなかったの。耐震診断をすることによって、残りの7千数百戸の方にその耐震性の危機感を持っていただこうとか、そういうことなのかなという、その辺をお答えいただければと思います。

○建築指導課長

委員ご指摘のとおり、200というのは、毎年40戸の耐震診断をしております、この目標は23年度から27年度までの目標で200戸という目標にさせてもらってます。今、現在のところ、15年度から開始させてもらってまして、23年度末で355戸を完了してまして。ご指摘どおり、27年度推計で、木造で7,437戸の住宅がございます。そこでこの差というのはかなり広いものがございます、当然、それでも毎年、80なり100という数字を挙げたいんですが、国の補助もいただいております、全国的に数がありますので、とりあえず40戸をやりなさいということを決めてもらっています。うちも、それを受けて40戸という形で一生懸命やらせてもらってるんですが、この40戸がなかなか進まない。職員で手分けして各小学校区をこういう啓発等に回っておるんですが、40戸についてもなかなか診断していただけないというのが現状でございます。これ以上進むのは、目標とする数値を上げるのはかなり無理なことかなということで、頑張っているところでございます。ちなみに、今年度はまだ27戸でございますので、まだこの40にも満たない。今日も各地区をまわっているんですが、なかなか確保できていないというのが現状です。

○委員

実際に耐震診断というと、1戸あたり費用ってどれくらいかかるんですか。

○建築指導課長

木造で大体、聞いてますと、3万円は超えるという話は聞いております。非木造になりますと、また計算方法が変わってきますので、10万とか20万という単位になってきます。木造ではその辺の金額をいただいております。木造でも300㎡までですので、それ以上大きくなるとまた木造でも当然、手数料は倍以上かかってくるということは聞いております。

○委員

現状では、市民の耐震性のニーズと言うんですか、確認したいというのが、周知されていないという状況ですね。

○建築指導課長

周知ができてないということで、私ども研究しまして、以前までは確かにホームページ等で啓発していたんですが、それではやっぱり周知できてないだろうということで、去年から、各小学校区を職員が訪問しまして、お願いと啓発をさせていただいているところでございます。確かにまだ、知られてない部分もあるのかなと思います。ただ、去年の大震災以降は、多少、関心は持たれているとは思いますが。

○副委員長

市営住宅、公営住宅についてお伺いしたいんですけども、今もう、民間では、アパート、マンションで、古いのはもう全然、売れてません。新しく建ったところ、新しく建ったところで、学生も、勤めている人も、そちらの方に行っていまして、市では、ただ、将来的に、たとえば、もう耐震ができてないところは、いずれ、取り壊すのか、それとも、やはりこれで見ると、倍率は下がってきておるんですけども、市民のニーズとしてはやっぱり何倍もあるということで、やっぱりそこに、例えば、今で言う、もっと高い何階建てとかを建てていかれるのか、将来的にですよ。どういう展望を持っておられるのか。沼波の住宅なんて、随分空いていますよ。もう入ったら危ないということなんですよ。法律的に入ってはいけないということはないだろうと思うんですけども。その辺の将来的に、市としての、ニーズはできるだけ答えたいけど、やっぱりその辺のところを、お聞かせいただきたいんですけど。

○住宅管理室長

今ほど、ご意見いただきまして、たとえば、西沼波の住宅ですと、昭和30年、40年というような時代に建ってるということを思いますと、非常に古い建物で、これ以上延命するのは非常に難しいなということは考えております。耐震等によりまして、例えば、外壁が剥離して、それがまた飛散して、その辺にある車に当たったりしてることも事実ござい

ます。そういう部分につきまして、当然、撤去というか、解体をしていかなければならないということは考えております。しかしながら、まだ現在、あそこで約半数ぐらいの方が、まだ住んでおられます。それと合わせまして、もう1点、住んでおられる方につきましては、非常に経済的に弱者と言いますか、そういう方もたくさんおられます。だから解決するにはどうすればいいのかという部分もございまして、それからもう1点、跡地の利用に関して、例えば、今、現在としては、そこにまたもう一度建てるということは考えておりません。ですから、跡地の利用を、計画をもって、どうするべきなのか、ということも、あわせ持って考えて、そのあり方を進めていかないことには、解決につながらないと思いますので、今後、民間住宅を利用させていただこうということは考えていますけれども、それもまだ計画段階の途中ですので、非常に、取り巻く状況は非常に厳しいものがございまして、現在、色々な形で模索しながら、計画を進めているというところです。

○委員長

それに関連してですけども、質問の4、5をさせていただいたんですが、家賃等の滞納ですけど、未収金対策に非常に御尽力いただいていると思うんですけども、累積額で見ますと、特に公営住宅の方ですね。約4,000万ほど、滞納がありますし、改良の方でも1,000万ほどありますね。大変なことだとは思いますが、色々な対策とっておられると思う。その効果の方はどうなんですかね。色々書いてはありますが、実際。

○住宅管理室長

最近の徴収率なんですけども、平成21年度につきましては、90.6%。それから22年度につきましては、92.2%。それから、23年度につきましては、95.6%という形で、徐々に上がっておりまして、特に昨年度23年度におきましては、95.6と今、言いましたような数字で、非常に数字的にも大きなものが得られております。これは、基本的には新たな滞納者を増やさないということを前提に一生懸命、努力しているんですけども、電話での徴収のお願いとか、それから訪問してのお願いとか、滞納に関しましては、大きく分けて二通りあるわけなんですけども、まず一つは、払わないというのが、滞納の一つがございまして、もう一つは、先ほどの言いましたように、低所得者という方々が多い部分がございまして、払おうと思ってもなかなか払えないという部分がございまして、こういう方々につきましては、我々としても全部、払ってくださいというのは当然、言いますが、徐々に、少しずつでもいいから払ってくださいという形で、お願いもしていますので、数値が上がってきたのかなというふうにも思います。それは、改良住宅においても同じなん

ですけども、電話してということで、お願いしてる部分もありますし、なかなか一度に全戸、いただくというのは、非常に我々としても困難な業務でございますので、その辺は、わずかでいいので、払ってということで、お願いをしながら、徴収率を上げていくという状況ですので、滞納のトータル額が非常に大きい数字なんですけども、長い間の経過もございまして、この辺につきましても、少しずつですけども、当月分と合わせて、その滞納分を払っていただいているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長

要は、後者の方はよく理解できるんですが、前者、つまり、払わない。払うつもりはない人ですよ。法的措置をされてると思うんですが、これ、見てますと、2件ですよ。明渡執行が1件と、訴訟が1件ですね。計2件ですね。

○住宅管理室長

今、言いましたように、払おうとしない方々については、法的措置をしますということで、今、現在は、2カ月、3カ月、4カ月、5カ月と順を追って、我々の方も、徐々にきつく、書類とか、色々な形をお願いをしております。最終的には、6カ月等の滞納しますと、明け渡してくださいよということまでいくようにしています。

その中でも、わかりました。それなら払いますという方もおられますけれども、それでも払わないという部分については、法的措置をとりますという形で、はっきり、申し上げております。今、現在としては、プラス3件。予備軍といたらおかしいですけども、そういう方も含めて、もうはっきり言って、どいていただきますので、それが無理なら払ってください。払えなかったら法的措置をとりますという形で進めてますので、気持ち的には、お気の毒だという部分がありますけども、やはりこれも仕事ですので、それをまじめに払っていただいている方も当然のごとくありますので、そういう方については、厳しく臨むようにしております。

○委員長

はい、ありがとうございます。ぜひ、お願いしたいと思います。

○委員

同じ市営住宅の件なんですけども、住宅セーフティネットということで、非常に大事な施策だと思うんですけども、生活保護との関係というのは、例えば、払いたくても払えない。市営住宅の家賃そのものはそんなに高額ではないにもかかわらず、そういう状態というのは、生活保護の対象になりえるような方もおられるんじゃないかと思うんですけども、

そのあたりの連携とか、関係性というのはどういう形でとられているのでしょうか。

○住宅管理室長

はい。生活保護を受けておられる方の中でも、先にその保護費から引いていただいている方もございます。それから、その中でも滞納されている方もありますので、そういう方については、滞納というのは、なかなか難しい部分もございますので、滞納の部分については、我々が訪問して徴収させていただく。これも、わずかな 2,000 円、3,000 円という方もおられますし、5,000 円払っていただける方もありますし、そういう形でさせていただいております。

○委員

逆に、滞納されてる方で、生活保護が最近、増加している。それはそれで社会問題だと思んですけども、例えば、もう払えない方に、生活保護申請したらどう。みたいな、そういう逆に意味で。だから、そこまで困窮されてるのかなというような。

○住宅管理室職員

我々、そこまで、入居者の方の生活に立ち入るとい立場ではないというのが、まず前提ではございますけども、徴収の中で、事情をお伺いする中で、当然、そうした方が色々経済的な面で、そっちの方がいいんじゃないかなと思うときは、仕事の一環というよりは、どちらかと言うと、世間話の中でという形。徴収に行った際の世間話の中で、それだったらそちらの手続をされたらどうですかというようなことは、お話しすることはございますね。我々、できるのは、その程度までかなとは思ってます。その中で、やはり、私は受けずに頑張るとい方もおられますし、生活保護を認定されるにあたっての色々な要件がございますので、その辺のことを心配されて、生活は苦しいけども頑張っておられるという方もございますけども。そういう徴収業務の中での、全般的な生活相談と言いますか、どちらかと言うと、世間話に近い中での話はさせていただくことはございます。

○委員長

そういう場合、担当部署との連携というのはどうですか。

○住宅管理室職員

必要であれば、もちろん、担当者の方にお話をさせていただくんですが、やはりあくまでも個人、我々が間に入って手続をするということではなくて、個々に手続を進めていただく必要がありますので、場所とか、電話番号とか、その程度のことではできないというのが実情です。

○委員

市営住宅と言うと、もう単なる、民間のアパートとはやはり異なる意味合いを持って動いておられると思いますので、例えば、住宅セーフティネットとして充実させて、福祉的な観点で、その辺の連携をあるいはとっていただいて、努めていただきたいなと思います。

○住宅管理室職員

その辺は、市の業務をやっている仕組みの説明はさせていただきながらとは思っています。

○副委員長

未収金というのは、一番最初のころからいうと、何年ぐらい前からのがあるんですか。30年ぐらい前からのもあるんですか。わかりませんか。統計をとっておられませんか。累積だと多分、25年とか30年前から多分、あると思うんですけどね。

○住宅管理室長

そうですね。昭和40年、50年代ぐらいから。

○副委員長

あるんでしょうね。多分ね。最近のだけじゃない。だから、極端に言うと、新たな人は、ずっと20年も30年も。間に払っておられるかわかりませんが、多分、あるんでしょうね。払えないから出て行ってもらっても何にもならない話よね。市としては。払ってもらわんといけないわけですね。

○住宅管理室職員

それもございますし、このごろは多いのが、もう退去されてるケースというのがやっぱりあります。

○副委員長

30年。もう住所もわからないと。

○住宅管理室職員

そういう場合は、また、別の債権の管理を適正にしていこうということも考えつつあるんですけども。

○委員長

はい。よろしいでしょうか。それでは、委員会としての評価をしていきたいと思います。事前にいただいております評価につきまして、変更等、ございましたら、お申し出をいただきたいと思います。いかがでしょうか。変更ございませんか。ではないようでございますので、集計表のとおりと決定をさせていただきます。ありがとうございました。

[122 住宅対策の推進の評価]

事前評価に変更なし

有効性 15.6 必要性 16.8 妥当性 13.7 効率性 13.1

[122 住宅対策の推進の総括評価]

後日事務局で案を作成。

○委員長

これで予定しておりました施策につきまして、全て評価が終わりました。本当にありがとうございました。

○事務局

では、事務局の方がちょっとご挨拶いたします。

本日の会議はこれで終わらせていただきます。委員の皆さんには、長時間にわたりまして、熱心に御審議賜りまして、大変、ありがとうございます。なお、次回の第8回の委員会は、先日、開催通知を送らせていただいておりますとおり、12月25日（火）午後2時30分から、本日と同じ会場、この彦根市役所本庁舎 32 会議室で開催します。皆様、お気をつけてお帰りください。

会 議 録 の 確 定

委員長署名

大 橋 松 行

平成 24 年度 第 7 回彦根市行政評価委員会 出席委員

(50 音順)

氏 名	備 考
赤木 和代 (あかぎ かずよ)	淡海生涯カレッジ彦根校オブザーバー
池上 松夫 (いけがみ まつお)	(元)彦根市行政改革委員会委員
大橋 松行 (おおはし まつゆき)	滋賀県立大学 教授
嶋津 茂昭 (しまづ しげあき)	(元)彦根市総合発展計画審議会委員
森下 あおい (もりした あおい)	滋賀県立大学 准教授